

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	国民健康保険給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

狭山市は国保給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

狭山市長

公表日

令和8年1月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険給付に関する事務
②事務の概要	狹山市国民健康保険被保険者に対して、国民健康保険法に基づく保険給付を行っており、以下の事務において、特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①給付に関する申請等に係る事務 ②給付に関する証明書類等の交付に係る事務 ③保険給付の支給及び公的給付支給等口座情報の確認に係る事務 ④一部負担金の減免等の措置に係る事務 ⑤保険給付の全部又は一部の支払い差し止め措置に係る事務 ⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務
③システムの名称	国民健康保険システム、宛名システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、自治体中間サーバー、国保総合システム及び国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)国保給付特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年度5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表 44の項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	①情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 11. 12. 16. 19. 27. 38. 42. 48. 56. 65. 69. 83. 87. 115. 125. 131. 137. 141. 145. 158の項 ②情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 69. 70の項 ③オンライン資格確認の準備業務 番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康推進部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長

6. 他の評価実施機関

請求先	狹山市 総務部 総務課 〒350-1380 埼玉県狹山市入間川1丁目23番5号 TEL 04-2953-1111 (代表)
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	狹山市 健康推進部 保険年金課 〒350-1380 埼玉県狹山市入間川1丁目23番5号 TEL 04-2953-1111 (代表)
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月15日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月15日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で上長の最終確認を経ることとしている。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・ 人為的ミスを防止する事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・ 特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
-------	---	---------------	---------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、担当ごとに利用できる権限を変えることで不正利用を抑制している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	
平成29年1月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	
平成29年5月1日	I 関連情報 評価実施機関 に	狹山市 保険年金課	長寿健康部 保険年金課	事後	
平成29年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年1月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年5月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年1月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年5月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	宛名システム、国民健康保険システム、国保連合会・国保総合システム・アシストシステム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、次期国保総合システム及び国保情報集約システム	国民健康保険システム、宛名システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、次期国保総合システム及び国保情報集約システム	事後	
平成30年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年5月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報が含まれる項 1. 2. 3. 4. 5. 26. 27. 30. 33. 39. 42. 58. 62. 80. 87. 93の項 第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の標記、第四欄(特定個人情報)が「他の法令による給付の支給に関する情報」等の標記であり、それぞれ他の法令等において「市」、「医療保険給付関係情報」が対象として定められている項 12. 15. 17. 22. 43. 58. 88. 97. 106. 109の項 第三欄(情報提供者)が「市町村長」等の標記、第四欄(特定個人情報)に「保険給付関係情報」が含まれる項 61. 94の項 (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給」が含まれる項 42. 43の項 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「保険給付の支給」が含まれる項 93の項</p>	<p>①情報提供の根拠 番号法第19条第7号及び別表第二 1. 2. 3. 4. 5. 9. 12. 15. 17. 22. 26. 27. 30. 33. 39. 42. 58. 62. 80. 87. 88. 93. 97. 106. 109. 119の項 ②情報照会の根拠 42. 43の項</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・事務全体の概要 国民健康保険法に基づき、狹山市国民健康保険被保険者に対し、定められた給付を行っている。 ・特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 国民健康保険給付事務で狹山市国民健康保険被保険者のうち、給付対象者となる被保険者を特定するため、以下の場合に使用する。 ①給付に関する申請等に係る確認 ②給付に関する証明書類等の交付に係る確認 ③保険給付の支給に係る確認 ④一部負担金の減免等の措置に係る確認 ⑤保険給付の全部又は一部の支払い差し止め措置に係る確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務全体の概要 国民健康保険法に基づき、狹山市国民健康保険被保険者に対し、定められた給付を行っている。 ・特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 国民健康保険給付事務で狹山市国民健康保険被保険者のうち、給付対象者となる被保険者を特定するため、以下の場合に使用する。 ①給付に関する申請等に係る確認 ②給付に関する証明書類等の交付に係る確認 ③保険給付の支給に係る確認 ④一部負担金の減免等の措置に係る確認 ⑤保険給付の全部又は一部の支払い差し止め措置に係る確認 ⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務 	事前	オンライン資格確認等システム稼働事務の追加
令和2年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、宛名システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、自治体中間サーバー、国保総合システム及び国保情報集約システム	国民健康保険システム、宛名システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、自治体中間サーバー、国保総合システム及び国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	オンライン資格確認等システム稼働事務の追加
令和2年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年度5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一 30の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年度5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一 30の項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	オンライン資格確認等システム稼働事務の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	①情報提供の根拠 番号法第19条第7号及び別表第二 1. 2. 3. 4. 5. 9. 12. 15. 17. 22. 26. 2 7. 30. 33. 39. 42. 58. 62. 80. 87. 88. 93. 97. 106. 109 119の項 ②情報照会の根拠 42. 43の項	①情報提供の根拠 番号法第19条第7号及び別表第二 1. 2. 3. 4. 5. 9. 12. 15. 17. 22. 26. 2 7. 30. 33. 39. 42. 58. 62. 80. 87. 88. 93. 97. 106. 109 119の項 ②情報照会の根拠 42. 43の項 ③オンライン資格確認の準備業務 番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	オンライン資格確認等システム稼働事務の追加
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	①情報提供の根拠 番号法第19条第7号及び別表第二 1. 2. 3. 4. 5. 9. 12. 15. 17. 22. 26. 2 7. 30. 33. 39. 42. 58. 62. 80. 87. 88. 93. 97. 106. 109. 119の項	①情報提供の根拠 番号法第19条第7号及び別表第二 1. 2. 3. 4. 5. 9. 12. 15. 17. 22. 26. 2 7. 30. 33. 39. 42. 58. 62. 80. 87. 88. 93. 97. 106. 109. 120の項	事後	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	①情報提供の根拠 番号法第19条第7号及び別表第二 1. 2. 3. 4. 5. 9. 12. 15. 17. 22. 26. 2 7. 30. 33. 39. 42. 58. 62. 80. 87. 88. 93. 97. 106. 109. 120の項	①情報提供の根拠 番号法第19条第8号及び別表第二 1. 2. 3. 4. 5. 9. 12. 15. 17. 22. 26. 2 7. 30. 33. 39. 42. 58. 62. 80. 87. 88. 93. 97. 106. 109. 120の項	事前	
令和4年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	長寿健康部 保険年金課	健康推進部 保険年金課	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	狭山市 長寿健康部 保険年金課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目 23番5号 TEL 04-2953-1111 (代表)	狭山市 健康推進部 保険年金課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目 23番5号 TEL 04-2953-1111 (代表)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・事務全体の概要 国民健康保険法に基づき、狹山市国民健康保険被保険者に対し、定められた給付を行っている。 ・特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 国民健康保険給付事務で狹山市国民健康保険被保険者のうち、給付対象者となる被保険者を特定するため、以下の場合に使用する。 ①給付に関する申請等に係る確認 ②給付に関する証明書類等の交付に係る確認 ③保険給付の支給に係る確認 ④一部負担金の減免等の措置に係る確認 ⑤保険給付の全部又は一部の支払い差し止め措置に係る確認 ⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務 	<p>狹山市国民健康保険被保険者に対して、国民健康保険法に基づく保険給付を行っており、以下の事務において、特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①給付に関する申請等に係る事務 ②給付に関する証明書類等の交付に係る事務 ③保険給付の支給及び公的給付支給等口座情報の確認に係る事務 ④一部負担金の減免等の措置に係る事務 ⑤保険給付の全部又は一部の支払い差し止め措置に係る事務 ⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務 	事前	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の施行に伴う変更
令和4年12月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年度5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一 30の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年度5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一 30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	事後	
令和4年12月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	②情報照会の根拠 42. 43の項	②情報照会の根拠 番号法第19条第8号及び別表第二 42. 43の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25の2	事後	
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年11月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	第9条第1項 別表第一 30の項	第9条第1項 別表 44の項	事後	
令和6年11月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令	番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令	事後	
令和6年11月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	①情報提供の根拠 番号法第19条第8号及び別表第二	①情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	
令和6年11月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 2. 3. 4. 5. 9. 12. 15. 17. 22. 26. 27. 30. 33. 39. 42. 58. 62. 80. 87. 88. 93. 97 106. 109. 120の項	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 11. 12. 16. 19. 27. 38. 42. 48. 56. 65. 69. 83. 87. 115. 125. 131. 137. 141. 145. 158の項	事後	
令和6年11月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	②情報照会の根拠 番号法第19条第8号及び別表第二 42. 43の項	②情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 69. 70の項	事後	
令和6年11月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和6年11月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和6年11月15日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		追加項目	事後	評価所の様式変更に伴う記載の変更
令和6年11月15日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え		追加項目	事後	評価所の様式変更に伴う記載の変更
令和8年1月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年10月1日 時点	令和8年1月15日 時点	事後	
令和8年1月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年10月1日 時点	令和8年1月15日 時点	事後	
令和8年1月15日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え	ICカード	静脈認証	事後	